

令和3年2月24日

第2回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第2回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議案

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                           |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                        |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                        |
| 議案第4号 | 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について   |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について       |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について                       |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について                  |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について                  |
| 報告第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について                      |
| 報告第5号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書について                        |

召集年月日	令和3年2月24日				召集場所	騎西総合支所 3階 第301、302会議室			
開会の日時	午後1時27分				閉会の日時	午後3時00分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 染谷守				

開会 午後 1時37分

○事務局（小川修一君） 皆さん、こんにちは。

定刻より若干早いんですが、皆さんおそろいのようなので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日は、大熊局長が市議会の3月定例会がありまして、出席できませんので、局長に代わって私が進行をさせていただきたいと思います。



### ◎開会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本日ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより令和3年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

月日がたつのが早いというか、もう既に2月、申告時期ということで、皆さん方には年度末のいろいろな意味で大変かなという気がしますけれども、農業関係においては、去年、一昨年と比較しても農業所得というか、そういった面に対して、ダメージは余りないかなという気はするわけですが、コロナ禍で、業種によりましては非常に厳しい局面にある人も多いわけですので、そういった意味で、早くコロナが収束するには、ワクチンをみんなで打って対処するというその方向しかないと思います。

季節が早いといえ、私のところでも、もう種もみを処理しているという状況でございます。

して、これから騎西のほうまで長い時間をかけて進んでいくわけですが、来月にはうちのほうでも種まきを予定しております。そういった意味で、今年もまた始まるかなという気もするわけですが、非常に乾燥している。そういった意味で、私たちの地区でも、去年は草が非常に伸びていまして、それを燃やしているということで、年中パトカーとか、お巡りさんから注意されているような状況ですが、火災には十分気をつけてもらいたいものだと思います。

皆さん方には、全員の出席をいただきまして、これから総会をやるわけでございますけれども、慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。

---

◇

#### ◎出席委員数の報告

○事務局（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在委員総数15名のうち、15名全委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づいて、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

---

◇

○事務局（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

---

◇

#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9番 瀬下京子 委員

10番 小川達男 委員

の両委員さんを指名いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、また、譲受人は現在申請地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の営農状況や農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

2月16日、推進委員の小山さんと2人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、ちょうど日出安と常泉の境ぐらいになっておりまして、稲がつくってありまして、その後、うなったような状態になっておりました。日出安にお住いの さん宅にお伺いして、お話を聞いたところ、県道沿い という農機具屋さんがあるんですけれども、その社長さんだそうです。自宅から近いということと、不動岡にお住いの さんは、相続で土地は譲り受けたいんですけれども、遠いということと道具もございませんので、長年にわたり さんに耕作をお願いしておりまして、今回、買ってもらえないかということでお話し合いをして、合意に至ったということでございますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく、2月16日、推進委員の小山さんと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、昔は1つの四角い田んぼだったんでしょうけれども、どこかのタイミングで県道ができて、離れてしましまして、ここの土地は周りから一段低くなっております、勝手にハスの花が咲いては枯れて、草も生えないような感じの低い土地でございましたので、そんなひどいような状態ではなかったと思います。

譲受人の さんに聞いたところ、585の1と587の2というの三角形の半端な土地があるんですけれども、 さん、これはどうなんですかと聞いたところ、左脇の田んぼも全部 さんの土地で、一緒に管理しているんだよということで、 さんのほうから、これも持っていってもらうんだから、一緒にまとめて買ってもらえればということで、相談を受けたそうなので、今回申請に至ったということで、低い土地なので、名義が変わった後に土盛りをして同じ高さにして管理していきたいというふうな話をいただきましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営の拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく2月16日、推進委員の小山さんと一緒に、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、この366の1と363の1は、稲がつくった後、一回うなったような状態になっておりまして、その後、また同じく さんにお話を聞いたところ、このすぐ隣の田んぼが さん家の田んぼになっていまして、そこも米がつくってうなったような状態になっていまして、土地が広がって県道にも面しているので、話し合いの結果、売ってもらえることになったという話でございましたので、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は現在隣接する所有農地と一体で耕作もしており、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の耕作や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月16日に地区担当の峰岸推進委員と現地調査をいたしました。

譲受人の さんに現地で事情を伺いました。この土地に隣接している土地は さんが所有しており、維持することが困難になった さんと相談し、今回の運びとなったとのことでありまして、適当であると判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の樋遣川地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3条の5番と5条の4番は譲受人が同一であり、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

まず、位置図の5ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件は、現在のバラ園・直売所及びその駐車場が物流倉庫の計画地のため、その代替地として利用するものでございます。

それでは、まず、3条の5番ですが、譲渡人は経営規模縮小のため、また、譲受人は既存の農園の隣地であるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。次に、5条の4番でございますが、申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。こちらも既存駐車場の隣地で、これまでの環境と変わらず、また、効率的に利用することができるため、一般基準及び立地基準上もやむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月16日に地区担当の峰岸推進委員と現地調査をいたしました。

譲受人の さんに現地で事情を伺いました。

現在、この土地の東側で直売所を営んでいる土地や畑が民間開発の物流倉庫の計画地のため、この土地に植栽されているものを移植、また、直売所のほうも移転をするということで、代替地として購入することになったというようなことでございます。

このような状況から売買というような形になりました。特に問題はないと思われま

すので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、5番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の樋遣川

地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作が困難なため、また、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

2月16日に地区担当の峰岸推進委員と現地調査をいたしました。

譲受人の さんの母親 さんに現地で話を伺いました。

この土地は さんが長年耕作していた土地であり、譲渡人の さんから、維持していくのが困難であるため購入してほしいとのお話がありまして、購入することとなったとのことあります。

適当であると判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

この案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、また、譲受人は効率的に経営規模を拡大することができるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

2月16日に推進委員の金子さんと譲受人の さん宅を訪問いたしました。この土地は隣家の さんが耕作していましたが、昨年亡くなりまして、息子さんが相続したんですが、息子さんはもう川越のほうに住まいを持っていて、管理できない状況なもので、また隣の家の さんにお話がきたということでございます。

地目は畑になっているんですけども、現況は陸田でございます。離れたところに149-2という土地があるんですが、今は耕作していませんで、草だらけになっています。この隣接した土地は さんが耕作しておりまして、こちらも合わせて購入することになったということでございます。

何ら問題なく、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は人手がなく耕作できないため、譲受人は隣接地が所有農地であり、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。また、譲渡人は本申請後、亡くなっておりますけれども、申請については有効でございますので、許可については、当該農地の相続が完了し、相続の登記が終わってから許可書の交付となる予定でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

2月14日に坂田推進委員と2人で、譲受人の さん宅を訪問しまして、本人からお話を伺ってまいりました。

さんの家は、まずは案内図の真ん中ほどに申請地419-7というのがあるんですが、そのすぐ脇に さん、この方が譲渡人ですけれども、そのお宅がありまして、そのお宅のすぐ後ろに丸く果樹の地図マークがついているところ、ここに さんは新たに家を建てられた。移転して家を建てられて、今建設中です。そうした中で、今の住んでいる宅地を転売しまして、そこにまだ果樹が残っているということで、その果樹を今度の新しい屋敷の脇の土地に移したいということで、譲渡人の さんをお願いして、419-7を譲り受けることにしたということでございまして、面積的にも土地利用上もやむを得ないのではないかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

この案件は、既存の自己用住宅進入路で、加須市道となっており、その払下げに合わせて拡幅部分及び塀の越境部分を現状に合わせるように是正するものであり、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、今回、既存進入路で加須市道を払下げをし、さらに拡幅することと、線引き前から垣根（現在は塀）であった部分を現状に合わせるような形で是正するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われ

ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

2月13日に推進委員の野本さんと川島さんの3人で、 さん宅を訪れ、話を伺ってまいりました。

事務局から細かい説明があったわけですが、 さんというのは、 さんの娘さん夫婦という形で、ここに出たときに塀をつくったらしいんですけども、塀をつくったときに垣根があったんですけども、その垣根に合わせて塀をつくったという形で、今説明があったとおり、既存の進入路よりも出て、引っ込んで塀を結った形でございます。これを是正するもので何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） すみません、確認をさせていただきます。11番、柳田です。

申請書には、既存の進入路を市へ払い下げると、市から払下げを受けるということをするのですか、まずは。市から払下げを受けるという制度でよろしいですね。

○1番（野口悦夫君） そうではなくて、塀を結ったときに、自分家の土地の中へ塀を結った

形で、その分の道路を市のほうへ、進入路を一応寄附するというような形だと思います。

○事務局（正能 光君） すみません、事務局です。

申請事由のところで、「市へ」ではなくて「市から」です。その説明は、この記述の間違いでございます。

○11番（柳田 浩君） 現在は市道なんですね、道路になったところは。

○事務局（正能 光君） 現在は市道です。真ん中の進入路は加須市の認定している加須市道ですので、市からの払下げということです。

○11番（柳田 浩君） それは分かりました。それを拡幅するということと、宅地内の垣根の部分がちょっと広がるというそういう部分も分かるんですけども、もう一つのほうの一番左側のほうの道路側の部分、この土地は誰の土地なんですか、この狭い土地は。さんの土地で、少しだけこれだけ残っていたということなんですか。

さんという家があって、さんの脇ですね。意味が分からないんですよ。所有権と土地の……、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 左側のコの字で囲まれているほう、その地目が農地で、同じさんがの農地が残っているような状態だったんで、それを転用するということです。

○11番（柳田 浩君） さんの居宅と書いてあるところは さんの土地なんですか。

○事務局（正能 光君） そういうことです。 さんの土地です。

○11番（柳田 浩君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

現地説明図の中のガレージというふうに書いてあります。その右に道路払下げ申請中、これは市の道路を さんに払い下げるという意味なんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

そういうことです。

○2番（江川芳夫君） そうすると、その上の さんの入口はどこからになるんですか。

○1番（野口悦夫君） さんの間違いだ。 さんだ。だから、この中間から下へ入るんだ。両方で利用しているんです。

○事務局（正能 光君） すみません、これは図面のほうの ですが、これは です。事務局のほうそのままのせてしまってすみません。直さなかったの。

○2番（江川芳夫君） そうすると、宅地分で、これは申請人の さんの家ということで

すか。

○事務局（正能 光君）　そうです。

○2番（江川芳夫君）　そうすると、　　さんの家は接道しなくなっちゃうんですか、道路に。

○1番（野口悦夫君）　前から入り口はその中央なんです。

○11番（柳田 浩君）　払下げを受けて宅地にするから、その払い下げた土地が……

○2番（江川芳夫君）　できるのかね。

（払下げ中）というのは、市道なんですか、これを　　さんに払い下げるんでしょう。

○事務局（正能 光君）　そういうことです。

○2番（江川芳夫君）　そうすると、換地がなくなっちゃうでしょう。そうすると、　　さんは前面道路で、確認すれば、今後通れると思うけれども、　　さんの居宅はどこを通過していくか、一緒になるんですか。

○事務局（正能 光君）　　さんが払下げを受けて、この広げた道路が宅地になるわけです。

○1番（野口悦夫君）　もともとは　　さんの道路だった。

○2番（江川芳夫君）　払い下げて意味が何かあるんですかね。払下げは別にしなくても、別にセンターバックの幅が4メートルなんだ。

○事務局（小川修一君）　おそらく道路を広げたくても市の予算で広げるということは、なかなか難しく、それで、自分の所有にして広げたかったということもあるんじゃないかなと思うんです。

○11番（柳田 浩君）　管理権が違っちゃうんです。問題は……

○事務局（正能 光君）　これは所有地にしたかったということじゃないですか。

○11番（柳田 浩君）　真ん中を市が管理して、両脇は自分が管理だから、舗装が打てないでしょう、自分のところしか。

○事務局（正能 光君）　この辺の住宅はこういう突っ込み道路が多いらしいです、現地確認のときに聞いたら。

○2番（江川芳夫君）　市は積極的に、こういうのはみんな払い下げるという方向なんですか。

○事務局（正能 光君）　それは分かりません。

○2番（江川芳夫君）　これは無番地でしょ。では、赤道で番地はない。

○事務局（小川修一君）　地番が入っていませんから。

○2番（江川芳夫君）　分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2 番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10 ページ、土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、昭和44年に農転許可を条件に土地を購入し、自宅を建てた後、手続が何もされずそのままとなってしまったため、今後も宅地として利用していきたいということで、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、線引き前ということでございますけれども、現在自宅と思われる建物を壊した形跡と、物置のような小屋が建っております。

また、隣接地が宅地で、名義は申請者の代理人となっております、親族と思われます。今後も宅地として使用したいということであり、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

2月17日に最適化推進委員の小谷野さんと2人で現地を確認し、そして、 さんのせがれさんの さんに電話で確認しました。

現地は、事務局が説明したとおり、ここに建物が建っていた跡といますか、基礎が残っています。そして、申請地と宅地にまたがって小屋が建っているわけなんですけれども、せがれさんの さんの話ですと、自分が小さい頃、小学生の頃ですか、そこに家族で住んでいたと。そして、親の さんの仕事の関係で千葉のほうに移ったというような話です。

さんというのはもう80歳過ぎだそうです。そして、そのせがれさんの さんというのも50代で、現在東京に住んでいるそうなんですけれども、高齢なんで、私が思うに、身辺整理といますか、何もせがれが分かんないのということ、あその土地には畑が残っているんでというようなことを言ったんでしょう、恐らく。それで、申請人は

当然 さんなんですけれども、 さんが代理で申請したということでもあります。

ですから、4条の申請ということで許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図4-3をご覧ください。

本案件は、申請人が高齢により耕作できないため、土地の有効利用を考え、長屋住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

2月18日に地区担当委員の落合さんと2人で申請者の さん宅を訪ねまして、現地に3人で移動して、本件申請の理由を伺いますと、高齢で耕作が困難なため、ここの周りは日当たりがいいので、住環境もよいということから、住宅需要が見込まれると思って、2階建ての長屋住宅を建てるそうなんです。賃貸アパートにするとおっしゃっていました。

許可基準を満たしていると思うので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、農家住宅である母屋建替えに伴い、線引き以前から使用してきた進入路が農地のままであったことが判明したため、今後も使用したいということから是正するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、今回、母屋の建替えに伴い、既存進入路が農地であったため、現状に合わせ是正するものであり、やむを得ないものと思われ  
ます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

2月15日に地区担当委員の落合さんと2人で、申請者の さんのお宅を訪ねまして、  
現地確認に行っていました。

今の農家住宅が50年前に建てたとのことでした。進入路が畑だったのを同じ家  
だと思って、申請しないで、そこを進入路として使っていたとのことでした。このたび、老  
朽化したので、母屋の建替えに伴い、進入路が農地のため、是正するとのことでした。

基準を満たしていると思うので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろし  
くお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の13ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅2棟を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

2月13日に推進委員の野本さんと川島さんと3人で、 さん宅を訪ね、現地確認及び話を伺ってまいりました。

のほうから建売住宅の話が出て、また、この場所につきましては、加須幸手線に沿ってありまして、建売住宅の適地と思いました。また、農地につきましては、しばらくつくっていないという形で、農地の有効利用という形でやむを得ないというふうに判断してまいりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の 1 4 ページ及び土地利用計画図の 5 - 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買による土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

2 月 1 6 日、推進委員の小山さんと現地確認並びに譲渡人の さん本人からお話をお伺いしました。

現地なんですけれども、1 4 5 - 2 というところは、周りは田んぼということで、位置図ですとなっていますけれども、ほとんど建売と太陽光等ございまして、きれいに除草剤を振ってあって、管理はされていたんですけれども、業者のほうからアパートを建てたいという人がいるので売ってほしいということでお話があったそうです。確認のために代理の という会社のほうに電話をして話を聞いたところ、 というメーカーでアパートを建てて、 さんというのは個人の一般の方だそうですけれども、今回条件が整っているの

で、アパート経営をやりたいということでお話を聞きました。

許可相当と判断してまいりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の15ページ、土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅4棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく2月16日、推進委員の小山さんと現地確認並びに譲渡人の さんからお話をお伺いしました。

現地なんですけれども、この位置図ですと、周りが田んぼのような形になっておりますけれども、2年ほど前に建売の許可がおりまして、今現在この周りがみんな建物で囲われているというような状態です。

ここの田んぼは、40年ぐらい前、ガラスのハウスを建てまして、しばらく施設園芸をやっていたわけなんですけれども、その許可がおりた時点でもう影になってしまいますし、騒音等もございますので、2年ぐらい前に、違うところに土地を買って新しいハウスを建てまして、その後、ここのハウスを解体して、今現在は更地になっているんですけれども、そちらのほうでもお金もかかっておりますので、今回宅地ということで、建売ということで、土地を手放してそちらに充てたいということでお話をお伺いしましたので、2種農地ということもあり許可相当と判断してまいりました。よろしくお申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存工場を敷地拡張し、資材置場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、鉄工・金属加工業で使用する各種資材が増え、置場がないため敷地拡張するもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月17日、地区担当の峰岸推進委員と現地調査に行ってきました。譲受人の代理人の土地家屋調査士に現地で話を伺いました。

譲渡人のさんが維持管理が困難となってきたことと、資材の増加で敷地内での車両やフォークリフトの往来に支障を来している譲受人との間で話が進んだとのことあります。

適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、宗教法人の境内地を敷地拡張するもので、資金、計画等必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、今年度農振除外が完了し、第1種農地なったものでございますが、農地法の不許可の例外に該当し、既存施設の1.5倍の範囲内であり、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月17日、地区担当の腰塚推進委員と現地調査を行い、代理人の  
の  
氏に事情を伺いました。

この土地は、東京都文京区本郷にある  
が境内地を拡張し、庭や記念碑などを整備する計画のため、農用地から除外済となったものであります。

現地の状況を勘案し、適当であると判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、今年度農振除外が完了し、第1種農地となったものでございますけれども、農地法の不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。

また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、2月20日土曜日に推進委員の橋本さんと現地調査を行ってきた。

まず最初に、さん宅を訪問し、本人がおりましたので、お伺いしました。その内容は、ただいま説明したとおりでありまして、また、案件の土地は、訪問された宅の南側に接しておりまして、何ら問題ないというふうに判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、譲受人の社員駐車を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、今年度農振除外が完了し、第2種農地となったもので、当該法人の社員駐車を整備し、既存駐車で借地の1か所を地権者へ返却するというものであり、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） この案件につきましては、去る2月15日、

の代理人の さんの立会いの下、現地確認をいたしてまいりました。

本土地につきましては、事務局の説明のとおり、令和2年度の除外済ということで、譲渡人の さんにつきましては、昨年度除外のときに立ち会っていただいておりますので、今回は譲受人の のほうの立会いを求めました。現地は元は梨畑ということで、青地、農振農用地でしたが、これについてはもともとは白地ということで、梨畑だったものですから、今回の除外で農地転用をするということをごさいますて、特に問題はないというふうに判断してまいりました。

また、位置図の申請地2061の道路の下が現在の の駐車場だそうですが、これを返却するというので、この代替で新しく駐車場を整備するというので、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すみません、事務局なんですけれども、2月15日は推進員さんは一緒にいらっしゃったんですか。

○2番（江川芳夫君） すみません、小坂推進委員同行でございます。申し遅れました。

○事務局（正能 光君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、譲受人の社員駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、今年度農振除外が完了し、第2種農地となったもので、当該法人の倉庫

の増築に伴い、既存駐車場がなくなることから、新たに社員駐車場を整備するため、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本案件につきまして、去る15日、小坂推進委員と現地を確認してまいりました。

本申請地の土地は、 さんが持ち主でありまして、宅地につきましては既に

のところで駐車場になっています。受託のあった前の土地、今回の申請地が畑であったため、今回の申請になったようでございます。

立ち会っていただいた さんのお話によりますと、

さんという会社は物流でして、中で さんの配達の仕分けをしているというような会社で、従業員は150人ほどいるというお話でございました。倉庫を造成するために、既存の駐車場が狭くなったということで、既に当該土地の周りは物流の倉庫の駐車場になっております。1筆だけが畑だったため、今回の申請になっておるわけでございますので、特に問題はないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の21ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、野菜類を作付するために、農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地でございますが、盛土をし、ジャガイモ、キャベツなどの野菜を作付するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございます。やむを得ないものと

思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

2月18日、松村推進委員と譲受人の さんの3人で現地確認をしてまいりました。

現地は土地が大変低いところがありまして、水はけが悪いということで、なかなか耕作できなかったというお話を伺いました。二、三日前に降った雨の水たまりがまだあったぐらい水はけが悪いということで、やむを得ないかなと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸物流倉庫を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

2月18日、松村推進委員と譲受人の代理人であります  
で現地確認をしてまいりました。

さんの3人

申請地は、大利根工業団地に隣接しておりまして、道路の設備もされているので、大型車の出入りも問題がないということで、貸物流倉庫を計画したそうです。

地権者の方は、高齢化が進みまして、後継者がいないということで、耕作がなかなかできないということでした。37筆ぐらいあるんですけども、8筆は耕作放棄地でした。位置図を見ていただくと分かると思うんですが、真ん中に細長い公道があるんですけども、これは加須市の道でありまして、市から払下げをして地目変更をして、上のほうの1980から1986のところを3メートルセットバックして加須市のほうに道をつくって寄附をしますということでした。

やむを得ないと判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」を議題といたします。

1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、申請人が相続税の納税について猶予される適格者である証明書の発行を求める申請となっており、必要添付書類が整えられています。

また、遺産分割協議書のコピーが添付されているほか、納税猶予を受けたい農地が生産緑

地であることの市担当課の証明書が添付されております。

現地調査を行った結果、耕耘され適正に管理されている用地でございました。

当農業委員会では、申請人が相続税の納税猶予を受けるため、農家として適格者であるか否かをご判断いただくこととなりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

2月13日に推進委員の野本さん、川島さんと3人で、 さん宅を訪れたんですが、 さんの相続人と被相続人でございますけれども、誰もいませんでした。近所に聞きましたら、 さん、この方は弟さんが近くにいるという形で、弟さんのお宅を訪れ、話を聞いてまいりました。

この相続人、被相続人の関係につきましては、 さんの妹さんの子どもさんが さんという形でございます。相続人が さんです。ということで話を聞いてきたわけでございますけれども、亡くなり、相続する人がいないという形で、 さんの甥の さんが相続したわけでございます。

また、現地を見てまいりましたけれども、現地につきましても、きれいに耕耘され、去年も米をつくったようでございます。

そういう形で相続税の猶予、納税猶予に関する適格者と判断をしてまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

相続開始時の被相続人との同居・別居の別で、別居と書いてあって、住所が同じなんですけれども、どういうことですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

亡くなった後にこの住所に入ったということで、亡くなったときは別居していたと。ここはちょっと矛盾しているように見えるんですけれども、亡くなったときは別居していたという形でした。亡くなってからこの住所に入ったということです。

○2番（江川芳夫君） 今の住所はこれということですね。

○事務局（正能 光君）　そうです。今の住所ということです。

○2番（江川芳夫君）　分かりました。

○会長（小倉和夫君）　ほかにごいませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり適格とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、適格とすることに決定をいたしました。



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君）　ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定の件でございます。新規分692筆、面積にしまして81万9,701.41平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



**◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。

それを受けて希望者への農用地の貸付が適当であるかの審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



**◎報告事項**

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について16件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について1件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地の貸借の合意解約による届出144件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

（「すみません、報告の件で1件」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

参考のためにお知らせいただきたいと思います。

10ページの8番、高柳の工場敷地、正能・戸崎地区土地区画整理事業と表示されている件でございますけれども、まず、この場所は、  
の東側の地域ということで、農振かどうかということと、それから、土地区画整理事業という施工主は、市がやったのか、民間でやられたのか、参考にお聞かせいただきたいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、場所ですけれども、関口委員の言ったとおり、  
の東側でございます。以前の進出予定企業が撤退したということで、その後  
がということになると思います。

それと、開発は、市ではなくて民間開発によって、都市計画法の位置づけも市街化区域になったと。そこまでなってから、それで改めて農業委員会は届出ということになりました。

以上です。

○14番（関口豊充君） 当然その前に、5条の許可を受けて買収したということなんですよけれどもね。

（「市街化になっちゃっている」と言う人あり）

○14番（関口豊充君） 市街化になっているのか。

○事務局（正能 光君） 市街化になってからなんで、届出ということになりました。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

何でかといったら、たまたまある企業が私どもの農地を売らないかとか、あとは、最近ハンコをもらいに歩いているという方がおまして、それも当然農業投資がされている農地で、一度私の家に来たときに、私も農業委員という立場上あるからということで、説明は一通りしたんですけども、高齢化が進んできたため、ああいうふうな形で土地を売らないかとか、あとは産業団地として…売ってというか、2回ぐらい私の家にも来たんですけども、そういう形で動いてることがありまして、当然農振農用地で縛りがなければ、土地の売買なんか本当にできる話じゃないもんですから、そういう形で地元の方からも話を聞かれたときも、そういうことではお答えしているんですけども、対応的にはそういう対応以外ないですよ

ね。

○14番（関口豊充君） 4か所ぐらい。

○事務局（小川修一君） 4か所ぐらい、青のところでは業者さんが回ったらしいんです。青なんだけれども、土地を売ってくれないかみたいな感じですね。それを関口委員さんから私ども市のほうに、情報をいただき、私ども知ったんですけども、その件ですよ。

○14番（関口豊充君） はい。

○事務局（小川修一君） そういったところは、地元の農業委員さんとして、開発とか、そういった話があった場合には、その農地の現状を言っていて、農地中間管理事業が入っているよとか、青だよとか、農業振興していく地域という形でお話ししていただく範囲なのかなと思います。

○14番（関口豊充君） そこへ応じるような話をしますと、1か月くらい前に、東京の太陽光の会社かな、土地をお売りくださいと。それも関連があるのかどうかは分かりません。ちょうど7反まとまった土地のところを田んぼのど真ん中、その土地をお売りくださいと、地番まで見せて、農地ナビというのが全国的にはあるのかな。それで調べたということなんだけれども、そこにはともかく、私もそれでアクセスしてみたら、地番までは入っていないんだよね。それが果たしてどういう規定の土地なのかということとは分からない中で、それは私

の家だけだと思ったら、ほかの家にも売ってくれと。ど真ん中の7, 000平方メートルある土地を売ってくれと。どういうんだろかなと思って、何か危なくてしょうがないんで、一応そういうことがあったということも参考に、すみません、示します。

○11番（柳田 浩君） 農地ナビで適当に条件のよさそうなところに、どんどん送っているんじゃないの。

○6番（嶋村 淨君） うちもです。会社にいったら、余り実態がないような状態で。

○14番（関口豊充君） やっぱり行きましたか。

○11番（柳田 浩君） という。

○会長（小倉和夫君） 結構あちこちで太陽光のが来ているらしいですね。

ちょっと条件のいいところだけじゃなくて、採算に合うんだろかというくらいの小さな土地で選り出しているらしいんで、そういったものに対して、それなりに農業委員としてはどうですかという意見を聞かれる場合があると思うんで、本人が軽い気持ちでのってしまって、後で後悔するんなら、農業委員会にちゃんと話したほうがいいですよということを言ったほうがいいかもしれない。

○1番（野口悦夫君） その電話番号はフリーダイヤルなんですね。会社の名前は、だけれども。

○11番（柳田 浩君） 会社ダイヤルも入っているんだけど、分かんない。

○14番（関口豊充君） 農地ナビで調べて、お宅の土地を調べましたと、そういう説明書をつけながら。

○2番（江川芳夫君） 私のところでは、1人太陽光で、ダイレクトメールで太陽光の案内がきたというのがありました。1人相談がありました。

（「うちのほうも1件だけ、こういうのがきたと。」という人あり）

（「どうですかという相談が1件あった。」という人あり）

○11番（柳田 浩君） ちゃんとしたは基準がないですよ、制度的に太陽光は。だから、農転ができればできちゃうんです。

○2番（江川芳夫君） 景観で規制をかけるというのはないのか。

○事務局（小川修一君） 景観で規制をかけているのもあるんですけども、ただ、それは環境サイドからの制限で、農地サイドからは制限をかけられないので、環境サイドから一旦、やるときには計画書の提出を求めている。それで環境サイドで支障がなければ農転を進めてもよいというような感じなんです。要綱とかで制限はちょっとかけられない状況があるんで

すけれども、皆さんのところに、先ほど会長が言ったとおり、結構、委員宅にもきているよ  
うなので、何か周りの方に聞かれたら、農業委員会に相談してくださいという形で、相談し  
てからにしたほうがいいよということで言っていたら間違いのないのかなと思います。

○11番（柳田 浩君） でも、相談したらどうするの。駄目とは言えないでしょう。

○事務局（小川修一君） そうしたら、見込みがあるか否か説明するしかないです。

○11番（柳田 浩君） 可能性の話じゃないけれどもね。

○事務局（小川修一君） そうですね。

○11番（柳田 浩君） 相手はわからないから。

○事務局（小川修一君） そこからダイレクトメールを送って、返信がきたら、多分、事務局  
のほうに、結構今でも日に何件も相談は上がってくるんです、ファックスなり、メールなり  
で。多分それがいいよと言った地権者の農地なのかなと思うんです。

以上です。

○事務局（正能 光君） 最近、新聞でも載ったんですけれども、太陽光のトラブルがすごく  
多いということなんで、経産省の設備認定をとるときに、その情報を市町村に流してくれる  
とか、そういう話もありますので、トラブルが多いということで、そういう話も出ています。

○会長（小倉和夫君） このことについては、ある程度ちょっと際どのような内容のものがあり  
ましたら、すぐ事務局のほうに情報を流していただければいいかと思います。

ほかに何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○事務局（小川修一君） 小倉会長には、議事の進行、ご苦労さまでございました。



### ◎閉会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、柳田職務代理さんに閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたり慎重なる御  
審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和3年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年2月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 小 川 達 男